

変更点一覧

①放送サービス契約約款

現行	改正
第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。	第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後の放送サービス契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、 変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第3章 放送サービスの内容 (放送サービスの変更) 第13条 加入者は、当社が提供する放送サービスを変更することができます。	第3章 放送サービスの内容 (放送サービスの変更) 第13条 加入者は、 会社 が提供する放送サービスを変更することができます。
第8章 雑則 (解約) 第42条 2 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 3 <追加>	第8章 雑則 (解約) 第42条 2 前項による解約の場合、 会社は、会社 に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 3 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
(解除) 第43条 4 <追加> 5 <追加> 6 <追加> 7 <追加> 8 <追加>	(解除) 第43条 4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを 事前に加入者に通知するものとします。 6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
付則	付則 24 この約款は、2025年3月1日より施行します。
料金表（個人契約） 通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。	料金表（個人契約） 通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は 会社 が別に定めるところにより適用します。
(料金等の変更) 2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。	(料金等の変更) 2 会社は 、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
(3) 工事費・手続き費等 ①工事費 新規契約時の工事費の分割払い 契約者から当社に申込みがあり、当社がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め当社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1 当社は、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 当社の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他当社が不適当と判断したとき。 (3) 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、当社が別に定めるものとします。 2 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき当社が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、当社が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。	(3) 工事費・手続き費等 ①工事費 新規契約時の工事費の分割払い 契約者から 会社 に申込みがあり、 会社 がこれを承諾したときは、新規契約時の工事に関する費用について、予め会社が別に定める回数に分割してお支払いいただきます（以下「分割払い」といいます）。消費税は工事実施日の税率が適用されます。 1 会社は 、次のいずれかに該当する事由がある場合には分割払いの請求を承諾しないことがあります。 (1) 分割払いの申込をした者が分割支払金の支払いを現に怠り、又は怠るおそれがあるとき。 (2) 会社 の業務遂行上支障があるとき。 (3) その他 会社 が不適当と判断したとき。 (3) 分割払いの支払い期日及び支払い方法は、 会社 が別に定めるものとします。 2 契約者は、次のいずれかの事由に該当したときは、当然に分割払いに関する債務について期限の利益を失い、直ちにその債務を支払うものとします。 (1) 支払期日に分割支払金の支払いを1回でも延滞したとき。 (2) 差押、仮差押、保全差押、仮処分（信用に関しないものを除く）の申立て又は滞納処分を受けたとき。 (3) 破産、民事再生、特別清算、会社更生その他裁判上の倒産処理手続きの申立てを受けたとき又は自らこれらの申立てをしたとき。 4 契約者がすべての利用契約を解約し、又は約款の規定に基づき 会社 が契約を解除した場合で、分割払いに係る未払い工事があるときは、 会社 が別に定める場合を除き、その工事費残額を一括で支払うものとします。
料金表（法人契約） 通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。	料金表（法人契約） 通則 (料金表の適用) 1 個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は 会社 が別に定めるところにより適用します。
(料金等の変更) 2 当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。	(料金等の変更) 2 会社は 、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。
(4) 貸与機器価格相当分 <追加> ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）	(4) 貸与機器価格相当分 ④ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000円/台（税込 28,600円/台） ⑤ 録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）

②デジタル放送サービス対策世帯契約約款

現行	改正
第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のデジタル放送サービス対策世帯契約約款によります。	第1章 総則 (約款の変更) 第2条 会社は、この約款を変更することがあります。この場合には、料金その他の提供条件は、変更後のデジタル放送サービス対策世帯契約約款によります。なお、会社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、 変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第3章 放送サービスの内容 (放送サービスの変更) 第11条 加入者は、当社が提供する放送サービスを変更することができます。ただし、本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。	第3章 放送サービスの内容 (放送サービスの変更) 第11条 加入者は、 会社 が提供する放送サービスを変更することができます。ただし、本契約は1度限りの契約とし、再加入はできないものとします。
第8章 雑則 (解約) 第34条 3 前項による解約の場合、当社は、当社に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 4 <追加>	第8章 雑則 (解約) 第34条 3 前項による解約の場合、 会社は、会社 に帰する契約者回線に係る電気通信設備等の資産等を撤去いたします。ただし、撤去に伴い、契約者が所有、占有する敷地、構築物等の復旧を要する場合、契約者はその復旧に係る復旧費用を負担していただきます。 4 加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
(解除) 第35条 4 <追加> 5 <追加> 6 <追加> 7 <追加> 8 <追加>	(解除) 第35条 4 会社は、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5 共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを 事前に加入者に通知するものとします。 6 会社は、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 7 会社は、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 8 加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。

付則	付則
	8この約款は、2025年3月1日より施行します。
料金表 通則 (料金表の適用) 1個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は当社が別に定めるところにより適用します。	料金表 通則 (料金表の適用) 1個人契約における放送サービスのコース及び付加機能サービスの内容、並びにこれらに関する料金は、この料金表に規定します。又、工事に関する費用は 会社 が別に定めるところにより適用します。
(料金等の変更) 2当社は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。	(料金等の変更) 2 会社 は、放送サービスに関する料金及び工事に関する費用を変更することがあります。この場合には、変更後の料金及び工事に関する費用によります。

⑨ひまわりアパートメント利用約款（ひまわりアパートメント対応集合住宅利用者用）

現行	改正
第24条（利用の停止） (7) ＜追加＞	第24条（利用の停止） (7) 当社の従業員及び利害関係者に対する利用者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、利用者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。
6 ＜追加＞	6 利用者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、利用者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者に帰属します。
第45条（解約） 3 ＜追加＞	第45条（解約） 3 利用者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、利用者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は利用者に帰属します。
付則	付則 (30)この約款は、2025年3月1日より施行します。
(8) 貸与機器価格相当分 ＜追加＞ ④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）	(8) 貸与機器価格相当分 ④録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（シングルチューナー） 26,000円/台（税込 28,600円/台） ⑤録画機能を持たない新4K放送対応デジタルホームターミナル（トリプルチューナー） 44,000円/台（税込 48,400円/台）

④ケーブルプラスSTBならびにケーブルプラスSTB-2サービス利用規約

現行	改正
第3条（規約の適用） 3当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの条件は変更後の規定によるものとします。	第3条（規約の適用） 3当社は、加入者の承諾なく、本規約を変更することがあります。その場合には、本サービスの条件は変更後の規定によるものとします。なお、当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
付則	付則 本規約は、2025年3月1日より実施いたします。

⑤インターネット接続サービス契約約款（ひまわり光サービス / 同軸（HFC）サービス / 山間地域）

現行	改正
第1章 総則 (約款の変更) 第2条当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。	第1章 総則 (約款の変更) 第2条当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第2章 加入契約 (加入申込の承諾) 第8条4当社は、加入契約が成立したときは、遅滞なく、電気通信事業法第26条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます）を作成し契約者に交付するものとします。 5契約者の承諾があるときは、会社は、契約書面の交付に代えて、電気通信事業法第26条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を契約者に提供することができるものとします。	第2章 加入契約 (加入申込の承諾) 第8条4 当社は 、加入契約が成立したときは、遅滞なく、電気通信事業法第26条の2第1項の書面（以下「契約書面」といいます）を作成し契約者に交付するものとします。 5契約者の承諾があるときは、 当社は 、契約書面の交付に代えて、電気通信事業法第26条の2第2項に定める情報通信の技術を利用する電子交付の方法により前項の事項を契約者に提供することができるものとします。
(最低利用期間) 第9条4(2)2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 最低利用期間及び解除料は、料金表に定めるところによります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は会社に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。	(最低利用期間) 第9条4(2)2022年7月1日以降に加入契約を締結した場合 最低利用期間及び解除料は、料金表に定めるところによります。最低利用期間内に、契約の変更又は解除があった場合は、加入者は 当社 に対し、解除料を会社が指定する方法により一括して支払うものとします。
(解約) 第16条1契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に会社に届け出るものとします。 3＜追加＞	(解約) 第16条1契約者は、加入契約を解約しようとする場合、解約を希望する日の30日以前に 当社 に届け出るものとします。 3加入者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を 当社 に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
(解除) 第17条4＜追加＞ 5＜追加＞ 6＜追加＞ 7＜追加＞ 8＜追加＞	(解除) 第17条4 会社は 、会社又は加入者の責めに帰すべからざる事由により、サービス提供にかかる会社施設の変更を余儀なくされ、かつ代替構築が困難でサービスを提供できなくなる場合、加入契約を解除することがあります。この場合には、会社は、そのことを事前に加入者に通知するものとします。 5共同住宅、集合住宅等の共聴施設によりサービスの提供を受けている加入者については、集合住宅契約が終了した場合、加入契約も当然に終了するものとします。この場合には、会社は、そのことを 事前に加入者に通知するものとします。 6 会社は 、会社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、会社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 7 会社は 、前6項により加入契約を解除しようとする場合、あらかじめ加入者にその旨を通知します。ただし、会社の業務の遂行上著しい支障がある場合には、催告をしないで、サービスの提供を停止すること、また、催告をしないで直ちに停止し、その加入契約を解除することがあります。 8加入者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に会社の定める方法にて1ヶ月以内に 会社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、加入者は別表に定める損害賠償金を会社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は加入者に帰属します。
(サービスの終了) 第18条社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、会社はサービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。	(サービスの終了) 第18条社会情勢の変化、技術革新、設備更新、サービスの拡充に伴い、 当社は サービスの一部または全部を終了する場合があります。その場合は、あらかじめ相当な期間を置いて加入者に通知いたします。
第6章 利用休止・中断及び利用停止 (インターネット接続サービスの休止) 第29条3休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、会社は当該契約を終了させることができるものとします。	第6章 利用休止・中断及び利用停止 (インターネット接続サービスの休止) 第29条3休止期間終了時、新規申込受付を終了したサービスを利用していた場合、 当社は 当該契約を終了させることができるものとします。
第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 32条4加入者は、前3項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、会社が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。	第7章 料金等 (料金及び工事に関する費用) 32条4加入者は、前3項に定める利用料金等を加入申込書記載の指定期日に、 当社 が認めた金融機関口座およびクレジットカード会社から支払うものとします。
第10章 雑則 (書面解除) 第58条3第1項の書面には、契約書面の受領日または電気通信役務の提供の開始日がこの日より遅い場合は当該開始日、当該契約の内容、契約者住所、契約者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、会社まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を会社が受領したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、会社は該当書面を受理しません。 4契約者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を会社より請求されることはありません。 5契約者が電気通信役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して会社が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を契約者に返還するものとします。	第10章 雑則 (書面解除) 第58条3第1項の書面には、契約書面の受領日または電気通信役務の提供の開始日がこの日より遅い場合は当該開始日、当該契約の内容、契約者住所、契約者氏名、当該契約の解除を行うことを明記し、 当社 まで提出いただきます。郵送で行う場合は書留郵便にて送付していただきます。郵送の場合、該当書面を 当社 が受領したときに書面解除の効力が生じます。なお、当該書留郵便に付された消印日が第1項の期間を超過している場合、 当社は 該当書面を受理しません。 4契約者は、書面解除をしたことにより、以下の料金等を除き、損害賠償若しくは違約金その他金銭等を 当社 より請求されることはありません。 5契約者が電気通信役務の提供契約に付き書面解除を行った場合、当該契約に関して 当社 が受領している金銭等については、前項の利用料金等を控除した残金を契約者に返還するものとします。

6	会社が書面解除制度について、契約者に対して事実と異なることを告げたことにより、契約者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。	6	当社が書面解除制度について、契約者に対して事実と異なることを告げたことにより、契約者が告げられた内容を事実であると誤認し書面解除を利用できなかった場合は、第1項の期間を経過した場合でも、改めて書面解除ができる旨を記載した書面を契約者が受領した日から起算して8日を経過するまでの間、書面により契約の解除を行うことができるものとします。この場合の解除の効果等については、書面契約解除と同様とします。
付則		付則	
		29	この約款は、2025年3月1日より施行します。

⑥ひまわりおくラクWi-Fi L T E無線通信サービス契約約款

現行	改正
第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。	第1章 総則 (約款の変更) 第2条 当社は、この約款を変更することがあります。この場合の提供条件は、変更後の約款によります。なお、当社は、変更後の約款及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、変更後の約款は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除) 第16条 (8) <追加>	第2章 加入契約 (当社が行う契約の解除) 第16条 (8) 当社は、当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。
付則	付則
	7 この約款は、2025年3月1日より施行します。

⑦ひまわりネットワーク株式会社ドコモ光向けインターネット接続サービス利用規約

現行	改正
第1条 規約の適用 2 本規約は本サービスの性質に反しない限り、「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款（スマイル光）」並びに「インターネット接続サービス契約約款（三河湾ひかり）」および「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款（おりべ光）」（以下「ひまわり通信約款」といいます）を準用します。本サービスの契約者は、準用されるひまわり通信約款を承諾したものとします。ひまわり通信約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。	第1条 規約の適用 2 本規約は本サービスの性質に反しない限り、「ひまわりネットワーク株式会社 インターネット接続サービス契約約款」および「インターネット接続サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」および「インターネット接続サービス契約約款（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」（以下「ひまわり通信約款」といいます）を準用します。本サービスの契約者は、準用されるひまわり通信約款を承諾したものとします。ひまわり通信約款と本規約が異なる場合には、本規約が優先されます。
3 ひまわり通信約款に定めるインターネットサービスの契約者が、ひまわりインターネットサービス契約に代えてドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「転用」といいます）した場合、転用したサービスに対してひまわり通信約款および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社 光放送サービス契約約款」（以下「ひまわり放送約款」といいます）および「三河湾ネットワーク株式会社放送サービス契約約款」および「おりべネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の各種割引は適用されません。	3 ひまわり通信約款に定めるインターネットサービスの契約者が、ひまわりインターネットサービス契約に代えてドコモ光契約（タイプC）を締結（以下「転用」といいます）した場合、転用したサービスに対してひまわり通信約款および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および「ひまわりネットワーク株式会社 放送サービス契約約款（三河湾ネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」および「ひまわりネットワーク株式会社デジタル放送サービス契約約款（おりべネットワーク株式会社の業務エリア内での業務約款）」（以下「ひまわり放送約款」といいます）および「三河湾ネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および「おりべネットワーク株式会社 放送サービス契約約款」および当社指定の加入申込書および変更申込書の注意事項に記載の各種割引は適用されません。
第8条 当社が行う契約の解除 2 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がNTTドコモへ通知することに同意するものとします。	第8条 当社が行う契約の解除 2 当社は、当社の従業員及び利害関係者に対する加入者の要求が妥当性を欠くと判断した場合や、加入者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないときに、加入契約を解除することがあります。 3 契約者は、前項に基づき本サービス契約が停止または解除された場合におけるその事実を、当社がNTTドコモへ通知することに同意するものとします。
付則 (実施期日) <追加>	付則 (実施期日) 4 この改正規約は2025年3月1日から適用します。

⑧ケーブルプラス電話利用規約

現行	改正
第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。	第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。なお、当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、 変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第4条 当社が行う契約の解除 (6) <追加> 3 <追加>	第4条 当社が行う契約の解除 (6) 当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合又は契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。 3 契約者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。
付則 (実施期日) <追加>	付則 (実施期日) この改正規約は2025年3月1日から適用します。
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 <追加>	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 契約者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。

⑨ケーブルライン利用規約

現行	改正
第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。	第1条 総則 3 当社は、本規約を変更することがあります。この場合、端末設備の提供条件は変更後の規約によります。なお、当社は、変更後の規約及びその効力発生時期を、所定のWEBサイトその他相当の方法で周知するものとし、 変更後の規約は、当該効力発生時期が到来した時点で効力を生じるものとします。
第5条 当社が行う契約の解除 (6) <追加> 3 <追加>	第5条 当社が行う契約の解除 (6) 当社の従業員及び利害関係者に対する契約者の要求が妥当性を欠くと判断した場合又は契約者の要求を実現するための手段及び態様が社会通念上不相当であると判断した場合、当社が書面等でその行為の解消を求める通知を行っても相当期間内に解消しないとき。 3 契約者は、契約が解除されたときは貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。
付則 (実施期日) <追加>	付則 (実施期日) この改正規約は2025年3月1日から適用します。
光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 <追加>	光端末設備貸出サービスに関する契約条項 第4条 ホームゲートウェイ機器の返還等 3 契約者は、契約を解約した時は、貸与した機器を別に当社の定める方法にて1ヶ月以内に 当社に返還するものとします。なお、1ヶ月を過ぎて返却のない場合は、契約者は別表に定める損害賠償金を当社に支払うものとし、損害賠償金の支払いにより、当該機器の所有権は契約者に帰属します。